

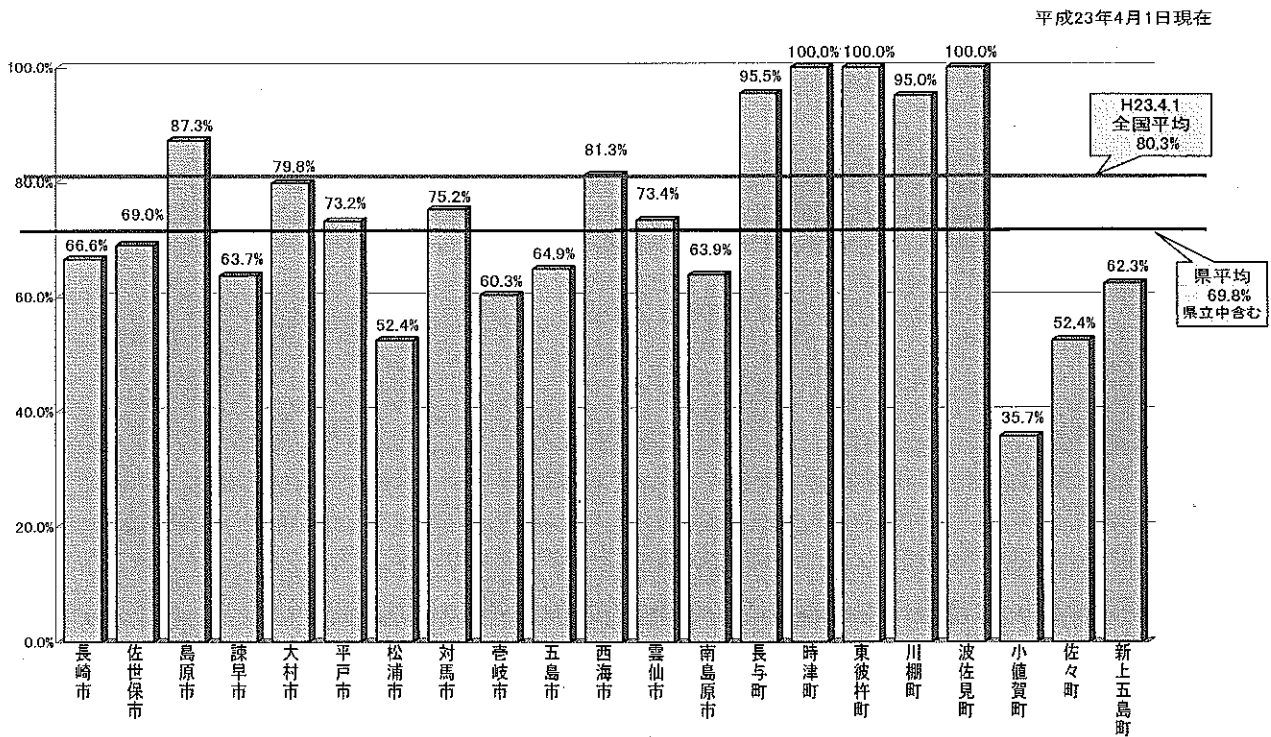
【提案・要望の具体的内容】

- 1 耐震化事業に係る国庫補助の充実
 - (1) 学校施設の耐震化に係る予算については、公立・私立に関わらず十分に確保すること
 - (2) 1s値0.3以上0.7未満の施設に係る補強工事についても、1s値0.3未満と同様の国庫補助率の嵩上げを図ること
また、私立学校の補助率については公立学校よりも低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること
 - (3) 私立の小中高等学校について改築工事を補助対象とすること
- 2 耐震化のための地方財政措置の充実

公立の小中学校及び高等学校等の耐震化に必要な財源確保のため、地方債及び地方交付税措置の充実を図ること

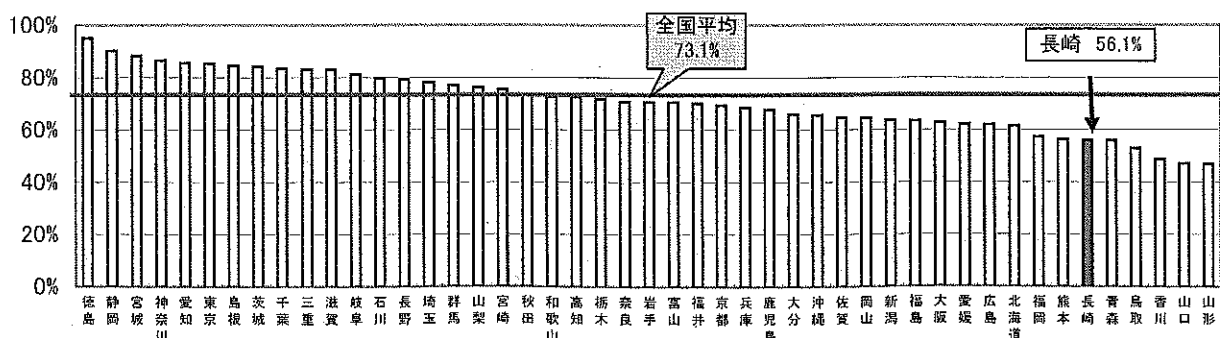
私立学校施設に対して地方が単独で行っている補助に対しても、地方財政措置の対象とすること

【市町立小中学校耐震化状況(耐震化率)】

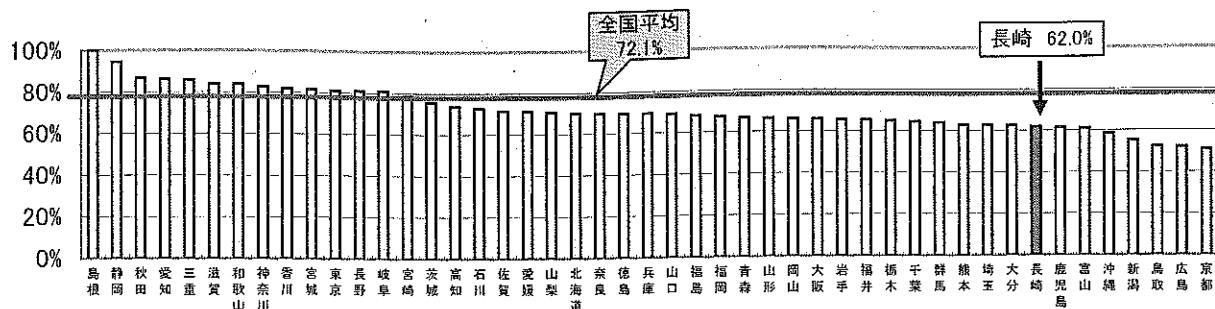


【私立小・中・高等学校および幼稚園耐震化状況(耐震化率)】

全国の耐震化の状況(私立小・中・高等学校) H23. 4. 1現在



全国の耐震化の状況(私立幼稚園) H23. 4. 1現在



【1 国庫補助について】

◆ I s 値0.3未満と同様の嵩上げ措置について

○ I s 値0.3以上0.7未満の施設とは

I s 値とは、建物の地震に対する強さを表す指標とされており、数値が低いほど耐震性能が低いとされています。国土交通省によると、I s 値0.3未満である建物は、震度6強の地震で倒壊または崩壊する危険性が高いとされ、I s 値0.3以上0.6未満の建物は、震度6強の地震で倒壊または崩壊する危険性がある建物とされています。

なお、文部科学省では、I s 値0.7未満の建物の耐震改修を補助対象としています。

○ I s 値0.3未満と同様の嵩上げとは

地震防災対策特別措置法の改正(平成23年3月22日施行)により、I s 値0.3未満の校舎・体育館については、公立の場合は耐震補強の国庫補助率の1/2が2/3に、改築の国庫補助率の1/3が1/2に嵩上げされていますが、I s 値0.3以上0.7未満の施設の耐震補強については、嵩上げ措置が1/3から1/2であるため、耐震化を加速するためにはI s 値0.3未満と同様の嵩上げが必要です。

○私立学校施設の補助率について、公立学校と同率の補助とは

私立学校・幼稚園においては、耐震補強の補助率が、I s 値0.3未満の場合は1/2、I s 値0.3以上0.7未満の場合1/3と公立に比べて低く措置されており、工事にかかる設置者負担が大きいため、思うように取組が進まない状況です。耐震化を加速するために公立学校と同率の補助が必要です。

◆改築工事について

○私立の小中高等学校の改築工事とは

私立小中高等学校の老朽校舎等の改築は補助対象外となっています。

私立学校・幼稚園においては、工事にかかる設置者負担が大きいため、県独自の耐震補強工事の補助制度に加え、平成23年度より私立小中高等学校の耐震改築も県独自補助の対象とする拡充を行ったところです。更に耐震化を加速するためには、国の財政支援が必要です。

【2 耐震化のための地方財政措置について】

○公立の小中学校及び高等学校等の耐震化に必要な財源とは

公立小中学校の施設整備は、国の補助を受けて設置者である市町が実施していますが、耐震化には多額の経費がかかるため、国庫補助以外の市町の財政負担も大きくなります。

県立学校など単独事業で実施する耐震補強工事を含め、設置者負担の一定割合には地方債を充当し、交付税措置も受けていますが、耐震化促進のためには一層の充実が必要です。

○地方債及び地方交付税措置の充実とは

実質的な地方負担額の縮小のため、地方債の充当率及び地方交付税充当率の拡充により、一層の耐震化の促進が図られます。

○私立学校施設の地方単独補助に対する、地方財政措置の対象とは

公立小中学校の施設整備は、国の補助を受け、設置者である市町負担の一定割合には地方債を充当し、交付税措置を受けています。

児童生徒の安全・安心な教育環境づくりは公私の区別なく進める必要があります。私立学校の耐震化にかかる地方単独補助へ財政措置を講じることで、私学耐震化の一層の促進が図られます。

60 義務教育に係る確実な財源保障について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

義務教育への財源措置については、教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担金とともに、地方交付税による調整機能も含め、国において確実に必要な財源が確保されること

○義務教育費国庫負担金決算額の推移（非常勤講師報酬分を含む）

（単位：百万円）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23当初	H24当初
義務教育費	34,716	28,993	24,035	24,033	23,894	23,307	22,724	22,546	22,562
公立養護学校費	1,612	1,273							
計	36,328	30,266	24,035	24,033	23,894	23,307	22,724	22,546	22,562

△60億円
△62億円

全国で8,500億円の減額方針が示され、そのうち4,250億円をH17で減額

国庫負担割合
1/2→1/3

【1 要望の背景・必要性について】

- 離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3分の1を占める本県においては、義務教育費国庫負担制度により、離島等に住んでいても、国が保障する一定の教育水準が保たれています。
国においては、政府の行政刷新会議による事業仕分け結果を踏まえて、国と地方の役割分担の抜本的見直しを行うこととされておりますが、見直しにあたっては「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保できるよう、引き続き国による確実な財源保障が行われる必要があります。

【2 要望における課題・問題点】

- いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1へ引き下げられています。
- 国による国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた確実な財源措置が行われなければ、都道府県の財政力格差により、教育水準にも格差が生じることとなります。
- 平成21年11月の政府の行政刷新会議による事業仕分けでは、国と地方の役割分担（責任と負担のあり方）についての抜本的な見直しが必要であるという評価がなされました。
- 35人以下学級の推進による教職員定数の改善にあたっては、国において確実に財源措置がなされることが必要です。

【3 本県が望むこと】

- 離島やへき地学校を多く有する本県においては、現在国庫負担金及び地方交付税により、約98%の財源が確保されており、国が保障する一定の教育水準が保たれています。
教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、地方交付税による調整機能とともに、引き続き国において確実な財源保障がなされることを望みます。

【4 要望が採択されることにより可能となること】

- 県内どこに住んでいても、憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保されます。